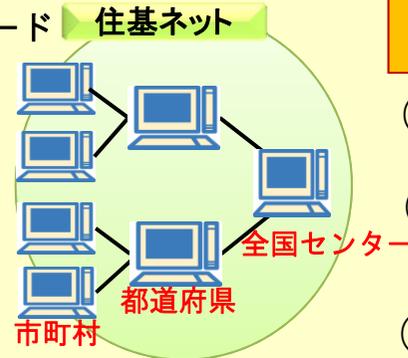


住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **約4億2,700万件** (年金支給事務、司法試験の実施など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **約600万件** (パスポートの発給、税務事務など)



情報提供

- ① ②
- ③ 住民票の写し
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届
- ⑤ 年金受給権者の現況届



不要



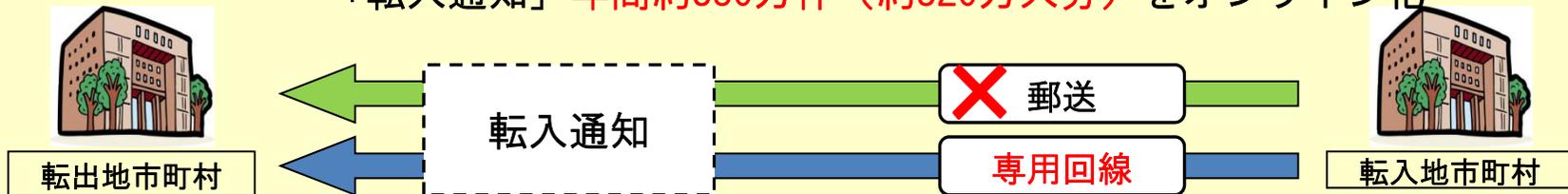
- ③ 行政手続における住民票の写しの省略 → **全国で約520万件** (パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届の提出を省略 → **全国で約150万件** (平成23年7月から実施。平年度ベースで約200万件)
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で約4,000万人分**

2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知

：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」**年間約380万件** (約520万人分) をオンライン化



※ 数値は平成23年度